

令和2年第1回教育委員会会議

令和2年1月15日

午前 9時29分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから令和2年第1回教育委員会会議を開催いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日は全員出席でございます。欠席者はありません。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はおみえですか。

○高橋教育総務課主事 本日、傍聴者はありません。

2 会議録の承認

○葛西教育長 さきにお渡ししております令和元年第10回から第12回の会議録について何かございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として豊田委員と伊藤委員とでお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

4 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案1件、協議事項1件、報告事項3件ですが、協議事項、令和元年度

第3回四日市市総合教育会議に向けては、総合教育会議での審議、検討事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議はございませんか。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第1号 四日市市小中学校管理規則の一部改正について

○葛西教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号、四日市市小中学校管理規則の一部改正について、説明をお願いします。

○内村学校教育課長 学校教育課長、内村でございます。

本日は、四日市市立小中学校管理規則の一部改正についてということでお願いいたします。

事項書3ページになります。

本日、改正案を提示させていただきますが、内容といたしましては、学校におけます事務職員の位置づけ等についての改正でございます。

それでは、3ページから5ページにわたって今回の改正事項について記載させていただきましたが、まずもって、申しわけないんですが、6ページ、7ページに改正の背景がございますので、そちらをお願いできますでしょうか。

それでは、まず、6ページですが、今回の法令の一部改正ということで、その背景、1番としまして学校教育法でございます。学校教育法におきましては、学校の抱える課題は複雑化、多様化しており、教員だけでは解決できない課題も増えている状況、その中でよくチーム学校という言葉も使われるわけですが、学校におけるマネジメント機能が十分に発揮できるように学校教育法が改正されました。それに伴いまして、学校事務職員が学校運営に主体的に参画できるようにというような改正の背景がございます。

具体的には、(2)の改正の内容としまして、事務職員は事務をつかさどるという文言になり、これにより学校事務職員が学校運営に参画する、そういった位置づけになっております。

2番としまして、学校教育法の施行規則の改正がございます。これにつきましては、事務長の規定にかかわることでございます。事務長につきましては、7ページの3番の地方

教育行政組織及び運営に関する法律、いわゆる地方行法とのかかわりが強いので、先に3番を説明させていただきたいと思います。

7ページ、地方行法におきまして共同学校事務室が制度化されました。これにつきましては、四日市市は先進的に学校共同実施ということで取り組んでおります。他県、他の自治体に先駆けまして、四日市においては平成16年から試行、平成18年から本格実施ということで効果を上げてきております。市内6カ所の共同自治センターを設置し、そこに周辺の隣接する学校の事務職員が集まり事務の効率化を図るという取り組みがなされてまいりました。そういった共同実施の取り組みが非常に効果的であるということで法令化されております。また、法令によりきちっと規定されているという背景がございます。それで、そういう中で共同実施事務室の設置、それから、配置等についての改正が行われました。

6ページの2番の学校教育施行規則に戻りますと、事務長の職務に関する規定が行われました。これにつきましては、四日市市におきましては先ほど申しました共同学校事務室、四日市においてはセンターとも申しますが、これの代表者、センター長をもって事務長という宛てがいになっております。ですので、四日市においては、事務長、イコール、センター長という事実上の位置づけという形になっております。

こういった背景のもと、今回、3ページ、4ページ、5ページに管理規則の変更をお願いしたいと思います。主には事務職員の位置づけ、それから、共同実施の位置づけということになります。

具体で少し説明させていただきますと、3ページ、まず、常勤職員というところで、7番、事務職員は事務をつかさどるという学校教育法の文言を置くことにより、事務職員の学校経営への参画を促していきたいと考えています。

事務長につきましては、事務長は事務職員、その他の職員が行う事務を総括するというところで、四日市においては、実質、センター長を充てると考えております。

それから、事務職員をもって充てる職につきましては、4ページ、表にまとめさせていただきました。現在、調整監から調整監、総括主幹、主幹、主査、主任及び主事ということで、それぞれの職名、経験等に応じて配置されております。それらの職務についての規定を行わせていただきました。

4ページ下から5ページにかけては、共同学校事務室に関する記載でございます。34条の3につきましては、共同学校事務室を設置する、置くということ、5ページにな

りまして、2番につきましては共同学校事務室の学校の指定を行う、先ほども申しましたが、市内においては6カ所ございますので、それぞれどういった組織にするのかということをご規定しております。3番は共同学校事務室における事務内容についてでございます。4番につきましては、共同学校事務室の事務長についての記載でございます。

私からは以上になりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○葛西教育長 既に本市では共同事務に取り組んできておりましたが、地方行法、それから、学校教育法、これらが改正された。この際に本市の実情に合わせてきちっと整理をして管理規則の一部改正につなげたということでございます。

何かご質問がありましたら。

既に共同事務を行うことによってどの学校の事務職員も6つに分かれた共同事務の場所へ行きますので、そこで、いわゆる先輩、非常に知見のある方の指導、助言を得ながら事務を行えますし、それから、旅費だとか、こういうものについてもダブルチェックができる仕組みにもなっておりますので、共同事務を取り入れたことによって学校事務については格段に改善された一面がございます。ただ、これからはこの事務職員が学校のマネジメントにどうかかわっていくかということが期待されると。私ども教員委員会でもこの事務職員のマネジメント能力を上げるために、夏季研修でそのような方にお話しいただいたり、今、妹尾先生という方に働き方改革でアドバイスしてもらっておるんですけども、妹尾先生からも事務職員に対してどうマネジメントしていくかという講義もしていただいているところです。

あと、何か特別な取り組み、マネジメント能力を上げていくための取り組みというのは何かありますか。

○内村学校教育課長 今、教育長からもありましたが、やはり四日市の場合は教員もそうですが、事務職員も比較的若い方が多い、そういった実態もありますので、経験不足から来る部分については、若手同士で話をし、そういった若い視点の中で改善点を探すというような取り組みも、今年度、若手が主体的に行っている姿が見られますので、そういったものもこういった共同実施センターの影響もあるのかなと思っております。

○葛西教育長 では、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 では、承認いたします。

(2) 報告

1 令和元年度第1回四日市市教育施策評価委員会の視察について

○葛西教育長 それでは、報告事項に入ります。

報告事項、令和元年度第1回四日市市教育施策評価委員会の視察について、説明をお願いします。

○田中教育総務課政策グループリーダー 教育総務課政策グループリーダーの田中でございます。第1回の報告をさせていただきます。

資料は事前に配付させていただきました令和元年度四日市市教育施策評価委員会の視察についてをごらんください。

本年度の視察評価の重点項目といたしまして、第14回教育委員会定例会におきまして基本目標の1の確かな学力の定着、そして、基本目標4、学校教育力の向上ということで選定をいただきました。第1回視察としまして、12月3日に学校教育力の向上をテーマに、教職員の負担軽減を図り、教育に対する誇りとやりがいを持てる環境整備を進める施策として、今、学校業務アシスタントの配置というのをやっているんですが、平成30年度のモデル校でありました保々中学校、保々小学校を視察しまして、業務の適正化とこれに伴う教育の質の向上について検証するために視察を行いました。

第2回視察としまして、2月4日に確かな学力の定着をテーマに、ICTを効果的に活用した教育活動を展開しており、問題解決能力向上のため、ガイドブックを活用した授業づくりに取り組んでいる常磐中学校の視察を行う予定でございます。

本日は、第1回目の視察のご報告を申し上げます。

資料は2枚目になります。2枚目の令和元年度第1回四日市市教育施策評価委員会概要をごらんください。

視察は12月3日火曜日の午後に、場所は保々小学校、保々中学校に行つてまいりました。出席者は資料記載のとおりで、今回は3名の教育委員にもご参加をいただきました。当日はそれぞれの学校での業務アシスタントへの業務の依頼方法や印刷室などの視察、子どもたちの授業の様子などの視察を行いまして、その後、学校教育課から業務改善の取り組みについての説明、保々小学校、保々中学校のおのおのの状況報告の後、評価委員と懇談を行うという形で進めてまいりました。

視察校からの報告といたしましては、保々小学校、保々中学校とも平成30年度の学校アシスタント配置モデル校でありまして、業務の適正化を進めて、教員が児童・生徒と向

き合う時間の確保に努めてきているという報告、業務アシスタントについては、印刷やデータ入力を依頼することで業務が軽減されたという意見が教員から多くあったという報告をいただきました。

また、その一方で、それによって生み出された時間は子どもたちに向き合う時間や提出物の点検を丁寧に行ったりするなどの時間に充てているため、総勤務時間の縮減に直結しているとは言えないという報告もございました。

業務アシスタント以外に業務の適正化に係る取り組みについても報告がありました。保幼小中が集まる年間5回の研修や校内研修の見直し、定時退校日の設定、会議時間の縮減と資料の電子化、行事の精選等を行っているということ、さらに中学校では、部活動ガイドラインの遵守、生徒が所属する部活動や委員会の数の削減、社会見学の廃止、定期テストの最終日は部活動を行わず、採点業務に充てる等の改善を図っているなどの報告がございました。

その一方で、家庭訪問等、児童や生徒の理解や保護者とのつながりが必要であると思われることは校長の指示によって継続しておりまして、これは勤務時間の縮減とは相反する活動でございますので、業務改善の難しさを感じているという報告も同時に行われました。

教育施策委員からは、業務アシスタントの事業については教員の業務時間の改善にはつながった施策としておおむね評価をいただいております。その上で課題や今後の改善点など、ご意見もいただいております。

各委員からいただいたご意見について資料にまとめてございますが、それについて主なものをご紹介します。

織田委員からは、学校側の都合だけを優先して業務アシスタントに業務依頼することは業務アシスタント自身の働き方を軽視することにつながるのではないだろうかという業務アシスタント自身の働き方の視察も必要であるというご指摘、それから、教員自身の仕事の仕方を見直す工夫をする必要があるというご意見をいただいております。

岩崎委員からは、業務アシスタントの方から見て働きやすい環境になっているかを学校が考えることが大切であるという業務アシスタントの労働環境の整備の視点についてのご指摘をいただいております。また、学校自体が業務について何を減らすか、何を残すかに加え、さらに重要なのは減らすために何をすべきかを考える必要があるというご意見をいただいております。それとともに業務アシスタントの仕事の多くが印刷、配布業務であることから、教育委員会として、IT等によりこの業務が軽減される余地があるか、また、

軽減されるように検討すべきであるというご意見も頂戴しております。

草薙委員からは、業務アシスタントの配置は大変効果的であることは理解できましたので、職員室のスペースがないなどの物理的な条件から本事業の推進が出来ることのないように対応策を講じていく必要もあるというご意見をいただいております。

鈴木委員からは、部活動ガイドラインの遵守を行っているということは業務改善の取り組みとしては大きいことである。ただ、いろんな業務改善を行ってもなお業務量が大変多いということは、中学校教員の多忙さが異常であると感じ、まだまだ改善の必要があるのご指摘をいただいております。また、外部からもっと応援を頼むことも必要なのではないかとご意見もあわせて頂戴いたしました。

松崎委員からは、業務アシスタントの配置によって勤務時間削減などの数値にはあらわれない現場の教員の精神的な面での負担が若干なりとも減ったことはさまざまところにいい効果が出ていることだろうというご意見をいただいております。一方で、印刷物の配布はほんとうに意味があるのか。定期的に行うだけで満足していないか。印刷物の精査もしていったほうがよいのではないかとご意見をいただいております。あと、教員の多忙化の現状を生徒や保護者、地域などに具体的な内容を含めてもっと発信してはどうか。学校内だけで業務を抱え込まないように、校内の風通しをよくする意味でも地域へどんどん業務を託してはどうかというご意見をいただいております。

この後も報告事項で働き方改革について議論をする予定でございます。そちらでもご意見を頂戴できればと思います。

報告は以上でございます。

○葛西教育長 この報告ですが、渡邊委員、伊藤委員、鈴木委員、保々小・中学校へ行っていただいて実際この様子を見てきていただきました。何かご感想があれば。

○渡邊委員 現地でも申し上げたんですが、守秘義務を伴うような印刷、それなんかはやっぱ先生がやっぺらというように聞きました。もちろん試行の期間でしたからそれでやむを得なかったんでしょうけれども、そういうものについて、守秘義務を伴うようなものはこういう印をつけて、このようにしてもらおうということをすっきりとルール化して、どんどんお願いをするというようなことについて、まだまだ改善の余地があろうかなと感じました。

○葛西教育長 ありがとうございます。

伊藤委員、いかがでした？

○伊藤委員 施策評価委員の方々が言われていることと自分も非常によく似たことを感じました。その1つがやはり思う以上にこの学校業務アシスタントの方を入れたことの効果というのが大きい。ただ、その中身を見ていきますと、特に保々中学校に入れたアシスタントの方のアイデアであるとか、そういったことが非常にいい動きをされていて、それが小学校にも広がり、また、今年度は市にも広がりつつあると。やっぱりただ人を入れただけではなくて、そういうノウハウであったり、スキルであったり、そんなものも非常に大事なんだなと思いました。そういう意味では、今後これがどんどん広がっていったり、また、改善されていくことが大事であると。アシスタントのあり方みたいなものを追求をしていく必要も出てくるなど。

ただ、先生たちからも出ましたように、アシスタントが入ることで随分助かっているということは間違いはないんだけど、じゃ、勤務時間縮減につながるかということになるとやはりなかなかそうはいかないということは、これはもう大体予想できることで、そもそも中学校、小学校も含めてですけど、いろんな取り組みをしていく中でこのアシスタントを入れることで縮減にまで届くような状況ではないと。ということは、もっと根本的に働き方改革につながるような業務の見直しというものを学校を挙げて自校の課題であり、そして、その取り組みというものをきちっと見直す中で何をしていくのかと。これは学校がやること、これは地域だとかほかの方という仕分けはありますが、あれを1つのひな形にしながら学校がきちっとそれを見て行って、それをどう取り組むかをしていかないと、土台の部分といいますか、一番基本の部分をやって、これを加えることによってより効果が出てくるだろうということを感じました。そういう意味では、一番のものの部分がまだまだこれから取り組みとして大事になってくることなんだろうなと思います。

それから、もう一つは、学校規模に応じたということはちょっと言葉でも出てきたんですけど、これからこれも事務局としても工夫、どの学校も同じ時間数や人数でいけるのかということも事務量の関係、特に印刷関係になってきますと順番待ち、大きな学校でしたら順番待ちであるとか、なかなかその恩恵にかからないというようなこともあるようですので、そのあたりも今後また施策として、方法としてといいますか、人的投入というのはそのあたりがどうしても伴いますので、今後の課題なんだなとも思いました。これは1つ可能性としてもあるし、今後の働き方改革の1つのつながっていく要素として大事ななどということは改めて感じました。

以上です。

○鈴木委員 業務アシスタントの方の配置ということは、渡邊委員や伊藤委員が言われたように、先生方は精神的な負担が大分削減されて、ほかに余裕ができているというお話もありました。そういう時間のやりくりなどができるということは業務アシスタントの配置でよくなったのかなと感じることができました。

あと、また、業務アシスタントの方が日中4時間とか、そういう時間帯で区切られているので、それこそ新学期とか、学期末とか、忙しいときにもうちょっと時間のやりくりができたかなというお話もちらっと出ていたと思うんですけども、私の友達も業務アシスタントにいまして、そこでちょっと話を聞いたんですけども、やっぱり新学期とか、学年末とか、そういうときにもものすごく忙しく先生がされていて、もし手伝えるんだったら手伝うこともできるんだけどなということを言ってらっしゃったので、やっぱりもうちょっと業務アシスタントの方の時間の割り振りを考えることができるともっと先生方の業務に余裕が出てきたりとか、さらに一歩進んで子どもたちに対しても対処できるのかなということは思いました。

以上です。

○葛西教育長 ありがとうございます。

いただいた意見、来年度の制度設計に向けて生かしていくことができるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2 文化財保護法の改正に伴う三重県からの権限移譲について

○葛西教育長 それでは、続きまして、報告事項、文化財保護法の改正に伴う三重県からの権限移譲についての説明をお願いします。

○川尻社会教育・文化財課長 よろしく申し上げます。

資料が三重県からの文化財保護法に関する事務の移譲について（報告）となっているホチキスどめで用意させていただいたものでございます。

内容としましては、文化財に関する事務について、三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市が行うこととなっている事務というのが現在もございます。今回は平成31年4月の文化財保護法改正に伴いまして新たに事務を移譲したいという協議が県からございまして、本市として異存はないと回答しました。そのことについての報告でございまして、

2のところにあります移譲される事務ですが、平成31年4月の文化財保護法改正で文化財保存活用地域計画の作成についてということが記述されることになりました。加えま

して、国の法律ですので、重要文化財、個々の文化財についての保存活用計画ということについても作成して、文化庁長官の認定を申請するということができるという記述がされております。今回はこの保存活用計画の作成、認定申請によって新しく増えた事務について市に移譲するという内容のものでございます。また、同様に県指定の文化財というのもございまして、それについても同様の手続を移譲するというようなことでございます。

3番目の異存なしとしました理由につきましては、これまでも同じ種類の事務を県からもらってきております。技術的、量的にも今回の事務が増えたとしても支障はないと考えておりますことと、実際に文化財を所有する市民の方が相談される場合には四日市市でまず対応するというのが市民サービスの点からも現実的であると考えております。というような理由をもちまして、異存なしとして回答させていただいたものということでございます。

以上です。

○葛西教育長 説明がございましたが、何かご質問等がおありでしたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

3 令和元年11月定例会議の報告

○葛西教育長 では、続いて、報告事項、令和元年11月定例会議の報告について、説明をお願いします。

○松岡副教育長 資料につきましては、A4横のホチキスどめの資料をご準備いただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと一般質問から記載がございますので、順次かいつまんでご説明させていただきたいと思います。

まず、3ページからありますのが一般質問でございまして、今回は7人から8つのご質問をいただきました。

まず、3ページ、伊藤嗣也議員からはICT活用に向けた外部との連携ということで、現在、JAXAとか三重大と連携したプログラミング教育を実施しているんですけども、NPO団体との連携も視野に入れて今後取り組んでいくというようなところでございます。

それから、次、荻須議員からは無人の寺社の文化財の防犯対策についてということで、特にお身がわりの仏像レプリカを製作することになった場合、補助はどうかということで、この点につきましては、市としましては情報収集をしつつ、研究をしていきたいということでご答弁を申し上げております。

それから、1枚めくっていただきまして、4ページでございますけれども、荻須議員からも一つ質問をいただきまして、これは朝明中学校と大矢知興義小学校の周辺の諸問題についてということで、以前から課題となっております朝明中学校の通学路の危険箇所の進捗状況をとということと、それから、これまでの経過の中で中学校の立地がなされていないことについての責任の所在についてご質問をいただきました。このことにつきましては、通学路は合同点検等を行っているということと代替のルートの可能性の検討を行っているということでご答弁を申し上げております。それから、責任の所在という部分につきましては、教育課題解決のための責任というのは、やはりこれは教育委員会が担うということでご答弁申し上げております。

それから、次、公明党の山口議員からは夾竹桃についてご質問をいただいております。夾竹桃の把握であるとか、歩道に張り出した枝を早急に剪定すべきではないというご質問をいただきまして、現状調査をしましたところ、学校の中には修学旅行で訪れた広島市から贈られたものもあったり、学習教材として植樹をされているという実態もございます。そういったところは注意喚起を行いながら、安全を第一に対応をしていきたいということと、歩道にはみ出している枝につきましては剪定をしていくということでご答弁をさせていただきます。

それから、次、5ページでございますけれども、公明党の樋口博己議員からは家族防災手帳の活用状況についてということで、各学校で避難訓練の際の事前、事後の指導で活用しているということでご答弁申し上げております。

ここで、追記をしていただきたいんですけれども、答弁者及び答弁要旨の②のところで「個別の事例について把握はしていないが」とあるんですけれども、手元では把握をしていないということで「手元では」ということを追記していただくようお願いいたします。

続きまして、豊田政典議員からは旧笹川西小学校跡地活用についての現状をご質問いただきまして、現在、それまでの利用団体様に施設開放を行っているということをご答弁申し上げまして、今後とも地域と話をしながら施設の利活用について対応していくということでご答弁申し上げております。

それから、ページをめくっていただきまして、6ページでございますが、樋口龍馬議員からは伝統行事への支援についてということで、市が祭礼に係る伝統行事に対して支援ができないかというご質問を頂戴したんですが、この点については、祭礼に係る行事、これを行政の立場から支援することは難しいということでご答弁申し上げております。

それから、その下の竹野議員からはICT教育の推進についてということで、学習用タブレットの現状と今後、それから、国の予算の有効活用についてご質問をいただきまして、本市におきましては文科省の示す方針を踏まえまして段階的に計画的に整備を進めているということと、先般の国の補正予算がございますので、その動向を注視しながら本市にとって有利な制度の検討をしていきたいということでご答弁申し上げております。

それから、続きまして、7ページ以降は所管の委員会の内容でございまして、まず、一般会計補正予算でございます。

8ページをお開きになっていただきますと、今回、補正予算では埋蔵文化財保護事業で補正予算をお願いしております。ここにつきましては発掘調査をする際の個人住宅地、これについての理解を得られているのかというところでご質問がございまして、事業者と十分協議を行っているということでご答弁申し上げております。

それから、補正予算の債務負担行為、これは学校の屋上防水の事業費でございますが、面積と金額は比例していないということについて、不陸調整、フラットにするようなところの差が学校によりまして違いがあるので金額が比例していないという答弁をしております。

それから、次、めくっていただきまして、10ページ、11ページは工事請負契約と動産の取得というところでごございまして、川島小学校ののり面工事は特に質疑はございませんでした。

12ページにつきましては、防犯カメラの動産取得ということですが、学校の配分の状況についてご質問をいただいたというところでごございます。

13ページ以降は協議会が3つございまして、長寿命化計画の策定、それから、中学校給食センター整備事業について、それと、働き方改革の取り組み方針についてということでお諮りを申し上げました。

14ページ以降にその内容が記載をされてございまして、14ページの長寿命化計画のところについてはトイレの洋式化のことについてご意見を頂戴したというものでございます。

また、15ページにつきましては、給食センターの整備事業について1つご意見をいただきまして、地元の連合会長であるとか、PTA会長がそれぞれの立場で苦労しているので、その辺に配慮をして事業を進めてほしいというご意見を頂戴しております。

それから、17ページでございまして、公立学校における働き方改革取り組み方針につ

いてということで3人の議員からご意見をいただいております。真ん中の伊藤昌志議員からは部活動の仕組みを変える考えがあるのかというところがございますが、ここでは中体連ありきの体制を見直す必要があるため、今後検討していくといったこととか、あるいは村山議員からはメンタル不調で休んでいる教職員のことについてご質問を頂戴しております。

最後でございますけど、予算常任委員会の全体会で1つございまして、18ページをごらんになっていただきますと、ここでは令和元年度の一般会計予算で農業センター再整備事業費について附帯決議がつけられておりまして、これは地元の懸念を解消するため、十分な説明を行うなど、丁寧な対応を進める中で理解を得るように努めることという附帯決議に対応しまして教育委員会に対してご意見をいただいた内容でございまして、ここでは近くに保育園があるので、保育園の職員の意見をまだ聞いていないのであれば、十分聞き取りを行うようにということでご意見を頂戴しました。こういう内容でございます。

以上が11月定例会議の報告とさせていただきます。

○葛西教育長 何かお尋ねの点がございましたら、お出してください。よろしいでしょうか。

それでは、これよりさきにお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はおみえになりませんね。よろしいですね。